

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（記録）</p> <p>第七条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上覧に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これをおこななければならない。</p>	<p>一、十（略）</p> <p>十一 第十五条の二に規定する防護措置の記録</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 第十五条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>（略）</p>	<p>保存期間</p> <p>（略）</p>
	<p>（記録）</p> <p>第七条 法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上覧に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これをおこななければならない。</p>	<p>一、十（略）</p> <p>十一 第十五条の三に規定する防護措置の記録</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 防護区域又は周辺防護区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>（略）</p>

名 八 第十五条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及び担当者の氏名 ニーリ (略) 十二 (略)	(略)	(略)
--	-----	-----

2/7 (略)

(防護措置)

第十五条の二 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入すること
を防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること

名 八 防護区域又は周辺防護区域の出入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及び担当者の氏名 ニーリ (略) 十二 (略)	(略)	(略)
--	-----	-----

2/7 (略)

(防護措置)

第十五条の二 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域をさく等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入を制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を巡視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

（新設）

三 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域及び周辺防護区域を巡視させること。

四 防護区域及び周辺防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域又は周辺防護区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域又は周辺防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域又は周辺防護区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域又は周辺防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ハ (略)

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イハ (略)

ハ九 (略)

十 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口のかぎ及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イハ (略)

十一 交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ハ (略)

五 業務用の車両以外の車両の防護区域及び周辺防護区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

六 防護区域及び周辺防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イハ (略)

ハ八 (略)

九 防護区域及び周辺防護区域並びに施設の出入口のかぎ及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イハ (略)

(新設)

十二 原子炉施設並びに特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十三 (略)

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 口 (略)

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡するための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を迅速かつ確実にを行うことができるようにすること。

ニ (略)

十五 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第六号まで(第五号ハを除く。)、同項第八号(同号口を除く。)、同項第九号(同号口及びハを除く。)、及び同項第十三号から第二十号まで(第十四号イ、ロ及びハを除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十四号中「二以上の連絡手段により迅速」とあ

(新設)

十一 (略)

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 口 (略)

ハ 防護区域内及び周辺防護区域内に連絡するための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を迅速かつ確実にを行うこと

ニ (略)

十二 (略)

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第三号から第五号まで(第四号ハを除く。)、同項第七号(同号口を除く。)、同項第八号(同号口及びハを除く。)、及び同項第十号から第十七号まで(第十一号イ、ロ及びハを除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、同項第四号及び第五号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十一号中「二以上の連絡手段により迅速」とあるのは「迅速」と、同項第十六号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質(同表第八号ハ及びニに掲げる

るのは「迅速」と、同項第十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面からメートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面からメートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

（核物質防護規定）

第十九条の二（略）

（核物質防護規定）

第十九条の二（略）

一（略）

一（略）

二 防護区域（第十五条の二）第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に關すること。

二 防護区域（第十五条の三）第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に關すること。

三九（略）

三九（略）

十 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に關すること（第十五条の二）第二項第十九号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に關すること（第十五条の三）第二項第十六号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

2
十一十三（略）

2
十一十三（略）